

野田市選挙管理委員会告示第 2 4 号

令和 6 年 6 月 2 3 日執行の野田市長選挙における公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 4 8 条の 2 第 6 項において準用する同法第 4 0 条第 1 項ただし書きの規定による期日前投票所の開始時刻の繰下げ等は、次のとおりである。

令和 6 年 6 月 1 6 日

野田市選挙管理委員会
委員長 金 子 憲 一

場 所	繰り下げる期間	繰り下げる時間	開く時刻
南コミュニティセンター 1 階 期日前投票所	6 月 1 7 日から 6 月 2 2 日まで	3 0 分	午前 9 時
北コミュニティセンター 1 階 期日前投票所	6 月 1 7 日から 6 月 2 2 日まで	3 0 分	午前 9 時
イオンノア店 3 階期日前投票所	6 月 1 7 日から 6 月 2 2 日まで	3 0 分	午前 9 時